

令和 8 年 6 月  
愛 莊 町 議 会 定 例 会

議 案 書

令和 8 年 5 月 2 5 日

## 令和8年6月 愛荘町議会定例会 議事日程

令和8年5月25日 午 時 分開会  
令和8年5月25日 午 時 分開議

開会の宣告

開議の宣告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

番	君	番	君
---	---	---	---

日程第 2 会期の決定

会 期 自 令和8年5月25日  
至 令和8年 月 日 ( 日間)

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 町長提案趣旨説明

日程第 5 一般質問

日程第 6 承認第 2号 令和7年度愛荘町一般会計補正予算(第12号)の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 7 承認第 3号 愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 8 承認第 4号 愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

日程第 9 議案第25号 令和8年度愛荘町一般会計補正予算(第2号)

(令和8年 月 日 午 時 分 閉会)

承認第2号

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）の専決処分につき承認を求めること  
について

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の  
規定により、これを報告し承認を求める。

令和8年5月25日

愛荘町長 有村 国知

---

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年3月24日

愛荘町長 有村 国知

令和7年度愛荘町一般会計補正予算（第12号）

### 承認第3号

愛荘町税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて  
地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の  
規定により、これを報告し承認を求める。

令和8年5月25日

愛荘町長 有村 国知

---

### 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年3月31日

愛荘町長 有村 国知

#### 愛荘町税条例の一部を改正する条例

愛荘町税条例（平成18年愛荘町条例第55号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条第1項中「、第81条の6第1項」を削り、同項第2号および第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項および次項ならびに」を「次項および」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第34条の7第2項中「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「および第36条の3の3第1項」を「ならびに第36条の3の3第1項および第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。）（」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、町長に提出しなければならない。

（1）所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなけ

ればならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号および次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）または扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）もしくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦もしくはひとり親に該当する者または特定配偶者もしくは扶養親族（年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族に限る。）もしくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「令第48条の9の7の3」を「令第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者またはその他の障害者に該当する場合にはその旨およびその該当する事実ならびに寡婦またはひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族または特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「または家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を

「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者または」を削り、同条第3項および第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条の見出し、同条、第83条の見出し、同条および第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改め、同条第2項および第3項中「施行規則第33号の4の2様式」を「施行規則第33号の4様式」に改める。

第88条の見出しから第90条の見出しまでならびに同条第1項、第2項、第4項および第5項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第7項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第7条の3の前の見出しおよび同条を削り、付則第7条の3の2に見出しとして「（個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「居住年が平成11年から平成18年までまたは」を「同法第41条第1項に規定する居住年が」に、「令和7年」を「令和12年」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「法附則第5条の4の2第5項」を「法附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改め、同条を付則第7条の3とする。

付則第7条の4中「または付則第20条第1項」を「、付則第19条の3第1項または付則第20条第1項」に、「法附則第5条の6第2項」を「法附則第5条の6第3項または第4項」に改める。

付則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「、付則第7条の3の2第1項」を削る。

付則第9条の2中「法附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項または第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

付則第10条の2第3項中「法附則第15条第25項第1号イ」を「法附則第15条第24項第1号イ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第4項中「法附則第15条第25項第1号ロ」を「法附則第15条第24項第1号ロ」に、「3分の2」を「2分

の1」に改め、同条第5項中「法附則第15条第25項第1号ハ」を「法附則第15条第24項第1号ハ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第6項中「法附則第15条第25項第1号ニ」を「法附則第15条第24項第1号ニ」に、「3分の2」を「2分の1」に改め、同条第7項中「法附則第15条第25項第2号」を「法附則第15条第24項第2号」に、「7分の6」を「5分の3」に改め、同条第8項中「法附則第15条第25項第3号イ」を「法附則第15条第24項第3号イ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第9項中「法附則第15条第25項第3号ロ」を「法附則第15条第24項第3号ロ」に、「4分の3」を「3分の2」に改め、同条第10項中「法附則第15条第25項第3号ハ」を「法附則第15条第24項第4号」に改め、同条第11項から第13項までを削り、同条第14項中「法附則第15条第28項」を「法附則第15条第27項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第15項中「法附則第15条第32項」を「法附則第15条第31項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第16項中「法附則第15条第36項」を「法附則第15条第35項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第17項中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第36項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第18項を第15項とし、第19項を第16項とし、同条に次の1項を加える。

17 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

付則第10条の3第7項中「令附則第12条第16項」を「令附則第12条第17項」に改め、同条第8項中「令附則第12条第19項」を「令附則第12条第20項」に改め、同条第9項第4号中「令附則第12条第23項」を「令附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「令附則第12条第24項」を「令附則第12条第25項」に改め、同条第10項第5号および第12項第5号中「令附則第12条第31項」を「令附則第12条第32項」に改め、同条第15項中「令附則第12条第19項」を「令附則第12条第20項」に改め、同条第16項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写しおよび主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写しおよび高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する建築物移動等円滑化基準（同条第3項の条例で付加した事項を含む。）または同法第17条第3項第1号に規定する同法第2条第20号に規定する建築物特定施設の構造および配置に関する基準に適合する」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に掲げる特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第14条第3項の条例で定める同法第2条第18号に規

定する特定建築物を含む。) のいずれに該当するかを別

付則第15条の2から第15条の6までを削る。

付則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「平成18年3月31日までに最初の法第444条第3項に規定する」を「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「および第3項」に、「法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分」を「月から起算して14年を経過した月の属する年度以降の年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「および次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「または第3項」に改め、同条第2項および第3項中「の種別割」を削る。

付則第16条の3第3項第2号および第16条の4第3項第2号中「、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項」を「および付則第7条の3第1項」に改める。

付則第17条第3項第2号中「、付則第7条の3第1項、および付則第7条の3の2第1項」を「および付則第7条の3第1項」に、「、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項」を「および付則第7条の3第1項」に改める。

付則第17条の2第1項中「令和8年度」を「令和11年度」に改め、同条第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に、「法附則第34条の2第5項」を「法附則第34条の2第6項」に、「法附則第34条の2第10項」を「法附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域または特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項または第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡または確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第18条第5項第2号中「、付則第7条の3第1項、および付則第7条の3の2第1項」を「および付則第7条の3第1項」に、「、付則第7条の3第1項および付則第7

条の3の2第1項」を「および付則第7条の3第1項」に改める。

付則第19条第2項第2号中「、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1項」を「および付則第7条の3第1項」に改める。

付則第19条の2の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得または雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得および雑所得については、第33条第1項および第2項ならびに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額および雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する町民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項および付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額および付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「または山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額または付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに付則第19条の3第1項の規定による町民税の所得割の額」とする。

付則第20条第2項第2号中「、付則第7条の3第1項および付則第7条の3の2第1

項」を「および付則第7条の3第1項」に改める。

付則第20条の2第2項第2号および第5項第2号、第20条の3第2項第2号および第5項第2号中「、第7条の3第1項および第7条の3の2第1項」を「および第7条の3第1項」に改める。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2および第36条の3の3の改正規定ならびに付則第6条の改正規定および付則第7条の3の2第1項の改正規定

(「令和20年度」を「令和25年度」に改める部分および「令和7年」を「令和12年」に改める部分に限る。)ならびに次条第1項および第2項の規定 令和9年1月1日

(2) 第63条の改正規定および付則第3条第2項の規定 令和9年4月1日

(3) 第34条の7第2項の改正規定ならびに付則第7条の4の改正規定(「付則第5条の6第2項」を「付則第5条の6第3項または第4項」に改める部分に限る。)、付則第9条の2の改正規定および付則第17条の2の改正規定(同条第1項および第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める部分を除く。)ならびに次条第4項の規定 令和10年1月1日

(4) 付則第7条の4の改正規定(前号に掲げる改正規定を除く。)および付則第19条の2の次に1条を加える改正規定ならびに次条第3項および第5項の規定 金融商品取引法および資金決済に関する法律の一部を改正する法律(令和8年法律第 号)の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(町民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の愛荘町税条例(以下「新条例」という。)第36条の3の3第1項および第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の愛荘町税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 前条第1号に掲げる規定による改正後の愛荘町税条例付則第7条の3第1項および第2項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。)第7条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。)もしくは既

存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅および同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等または当該特例増改築等に係る部分に限る。）または同条第6項に規定する認定住宅等

（同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、町民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。）もしくは既存住宅（同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）もしくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）または同条第10項に規定する認定住宅等（同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合には、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の愛荘町税条例付則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項および第5項において「4号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、4号施行日の属する年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

4 新条例付則第17条の2第4項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が前条第3号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例付則第17条の2第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例付則第19条の3の規定は、4号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の町民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）付則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従

前の例による。

- 4 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(愛荘町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 愛荘町税条例の一部を改正する条例(平成26年愛荘町条例第17号)の一部を次のように改正する。

付則第6条中「の種別割」を削る。

承認第4号

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分につき承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分したから、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和8年5月25日

愛荘町長 有村 国知

---

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のように専決処分する。

令和8年3月31日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

愛荘町国民健康保険税条例(平成18年愛荘町条例第57号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第5項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第21条第1項中「66万円」を「67万円」に、「) ならびに)」を「)、」に改め、「、17万円)」の次に「ならびに同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からキからケまでに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円)」を加え、同項第1号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について805円  
ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)1人について54円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 539円

(イ) 特定世帯 269円

(ウ) 特定継続世帯 404円

第21条第1項第2号中「30万5千円」を「31万円」に改め、同号に次のように加え

る。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について575円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について39円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 385円

（イ）特定世帯 192円

（ウ）特定継続世帯 288円

第21条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

キ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について230円

ク 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について16円

ケ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

（ア）特定世帯および特定継続世帯以外の世帯 154円

（イ）特定世帯 77円

（ウ）特定継続世帯 116円

第21条第2項に次の1号を加える。

（3）国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号キに規定する金額を減額した世帯 173円

イ 前項第2号キに規定する金額を減額した世帯 288円

ウ 前項第3号キに規定する金額を減額した世帯 460円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 575円

第21条第3項各号列記以外の部分中「および」を「ならびに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「および18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

（7）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（8）国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の5の規定により算定した被保険者均等割

額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の6の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第21条に次の1項を加える。

- 4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(適用区分)
- 2 この条例による改正後の愛荘町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。